(二) 一級及び二級 さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図	
(三) 三級 造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作	
(四) 単一等級 製麺、エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工	
三　平成三十年一月三十一日（水）に実施する検定職種 一級及び二級 舞台機構調整	
四　平成三十年二月四日（日）に実施する検定職種 (一) 一級及び二級 金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、ニット製品製造、帆布製品製造、製版、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、義肢・装具製作及び工業包装	
(二) 三級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び写真	
(三) 単一等級 電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工	
合格発表	平成三十年三月十六日（金）
備考 一　実施公示は、都道府県知事が行う。 二　検定職種ごとの実技試験の実施期日は都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている場合にあっては、都道府県職業能力開発協会）が指定する。 三　実技試験の問題の公表は、一部の検定職種に係る問題の全部又は一部については行わない。	
(三) 随時	
実施公示	平成二十九年三月一日（水）
備考 一　実施公示は、都道府県知事が行う。 二　試験の実施に係る事項については、都道府県知事（都道府県知事が技能検定試験の実施に関する業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている場合にあっては、都道府県職業能力開発協会）が指定する。	

第二　指定試験機関が実施するもの

次の表の上欄に掲げる検定職種については、同表の下欄に掲げる指定試験機関が実施公示を行うものとする。

検定職種	指定試験機関
ウェブデザイン	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会
キャリアコンサルティング	特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会
ピアノ調律	一般社団法人日本ピアノ調律師協会
ファイナンシャル・プランニング	一般社団法人金融財政事情研究会
	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
知的財産管理	一般財団法人知的財産研究教育財団
金融窓口サービス	一般社団法人金融財政事情研究会
着付け	一般社団法人全日本着付け技能センター
レストランサービス	一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会
ビル設備管理	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
機械保全	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
情報配線施工	特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会
ガラス用フィルム施工	日本ウインドウ・フィルム工業会
調理	公益社団法人調理技術技能センター
ビルクリーニング	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
ハウスクリーニング	公益社団法人全国ハウスクリーニング協会

第三　その他

天災その他やむを得ない事由により都道府県知事が第一に掲げる技能検定の全部若しくは一部を実施することができない場合には、当該都道府県知事は厚生労働大臣に協議して、当該技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、当該技能検定受検申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することができる。